

河内長野市立文化会館の指定管理者の指定について

河内長野市立文化会館の指定管理者について、下記のとおり候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立文化会館

2. 指定管理者

団体名 公益財団法人河内長野市文化振興財団

住所 河内長野市西代町12番46号

代表者 理事長 山本 明彦

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 指定管理者を非公募で選定した理由

平成26年4月より当該候補者が、市民交流センターの指定管理者となり、実質的に、文化会館と市民交流センターの2館一体での指定管理がはじまりました。そこで、この間の両館の施設管理や事業運営能力の実績を総合的に考慮した結果、次期指定管理期間において、両館の施設管理運営、文化振興事業と生涯学習推進事業の運営はもちろんのこと、「文化振興」と「生涯学習」のさらなる相乗効果が期待できることから、その事業主体は当該財団が担うのが最も効果的・合理的であると判断しました。

(2) 指定管理者の評価

文化会館の管理運営について、平成4年度から事業受託者として、平成18年度からは指定管理者として、文化会館の管理運営にあたり、長年の経験と実績に基づき問題なく実施し、利用者アンケートにおいても高い評価です。

また年間施設稼働率においても全国平均に比して高い稼働率を保っており、文化振興事業については河内長野市文化振興計画に基づき、多種多様な芸術文化事業を

展開、大阪府内トップクラスの事業や公演数を誇り、地域の文化振興に取り組んでいます。

5. 総評

上記のとおり、公益財団法人河内長野市文化振興財団が候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立文化会館の指定管理者として指定いたしました。